

佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第3号

佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の育児休業等に関する規則（平成4年佐賀県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（育児休業をすることができる非常勤職員）</p> <p>第2条の2 条例第2条第4号ア(ウ)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>（部分休業をすることができる非常勤職員）</p> <p>第11条の2 条例第21条第2号イの人事委員会規則で定める非常勤職員は、第2条の2各号に掲げる非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</p>	<p>（育児休業をすることができる非常勤職員）</p> <p>第2条の2 条例第2条第4号ア(イ)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>（部分休業をすることができる非常勤職員）</p> <p>第11条の2 条例第21条第2号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、第2条の2各号に掲げる非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。